

○ 農業信用保険事業交付金交付要綱（平成17年4月13日付け16経営第8867号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改正後（新）	現行（旧）
<p>第1 農林水産大臣は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に対して、以下の事業の目的に資するため、予算の範囲内で農業信用保険事業交付金（以下「事業交付金」という。）を交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>農業経営継承保証保険支援事業実施要綱（令和2年3月31日付け元経営第3270号）</u></p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 農業信用保険事業交付金交付請求書</p> <p>農林水産大臣 殿 官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名 印</p> <p>農業信用保険事業交付金交付要綱第2の規定に基づき、下記の事業交付金を交付されたく請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. <u>農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第3の3に定める農業経営継承保証保険支援事業交付金</u></p> <p style="text-align: center;">円</p> <p>(注) 1. の交付金については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとの内訳を記載すること。</p>	<p>第1 農林水産大臣は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に対して、以下の事業の目的に資するため、予算の範囲内で農業信用保険事業交付金（以下「事業交付金」という。）を交付するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式 農業信用保険事業交付金交付請求書</p> <p>農林水産大臣 殿 官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名 印</p> <p>農業信用保険事業交付金交付要綱第2の規定に基づき、下記の事業交付金を交付されたく請求します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(注) 1. の交付金については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害ごとの内訳を記載すること。</p>

附 則 （令和2年4月1日元経営第3270号）

- 1 この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 信用基金がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。